平成２９年（フ）第３７１号
大阪市北区曾根崎１丁目３番６－606号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目２番13号サンリエ塚口101（前住所）広島市東区戸坂桜上町４番27号
破産者　山田　一彦
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２８号
兵庫県西宮市毘沙門町３番17－301号
破産者　坂田　啓治
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０９号
兵庫県赤穂市若草町89　エリタージュＡ203、破産手続開始決定時の住所兵庫県赤穂市若草町92番地１
破産者　梅本　邦夫
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８号
大分市大字古国府190番地の５　（モンフレールⅥ201）、開始決定時の住所大分市大字畑中929番地の３（県病宿舎114）
破産者　山口　宏満
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第１号
福岡県八女市平田183番地１
破産者　脳幹療法１．２ＳＬＥＥＰこと　寶田　竜二
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
北九州市小倉南区中吉田３丁目３番22号、開始決定時の住所北九州市門司区吉志１丁目18番11号
破産者　沖田　幸一
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６５５号
北九州市八幡西区南八千代町８番８－302号
破産者　岩尾　泰弘
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５８号
北九州市小倉北区金鶏町８番23－502号
破産者　兒玉眞知子
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２６５号
長崎県長崎市鳴見台２丁目45番20号　医療法人恵会　光風台病院、住民票上の住所長崎県長崎市矢の平４丁目12番15－101号
破産者　手水　一夫
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
大分県宇佐市大字富山171番地　メゾンドアーブル205号
破産者　田代　幸也
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９号
大分県中津市牛神町１丁目９番地１　ハーブタウンＡ棟、破産開始時の住所大分県中津市大字宮夫197番地１　市営宝門Ａ２住宅　42号
破産者　関谷　康枝（旧姓内尾）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５８号
北海道苫小牧市春日町２丁目３番14号
破産者　源津　孝保
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２号
青森県三沢市大字犬落瀬字古間木154番地261号
破産者　飛島　勝章
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２１６号
岩手県盛岡市上堂１丁目14番40－202号、開始決定時の住所盛岡市大通３丁目９番17－1003号
破産者　遠藤　保仁
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１７号
秋田県男鹿市五里合箱井字町屋田211番地８
破産者　村井　正洋
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２１号
石川県河北郡内灘町字大根布５丁目125番地
破産者　南　　彰吾
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７４号
岐阜県中津川市千旦林1452番地の１の３
破産者　安田　勝彦
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１９３号
愛知県豊橋市細谷町字細谷北17番地２、従前の住所愛知県岡崎市稲熊町字二丁目132番地ユーハウス第２岡崎503
破産者　濱田　　隆
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部